

使えるか2インチレコーダー



かつて野外での収録に活躍していた、ポータブルタイプの2インチテープレコーダーがライブラリーセンター保存されています。これを修理できないかという声が上がりました。

センターにある2インチビデオテープは、かつて保存されていたもの全てが1インチテープにコピーされ、さらにデジタル処理を終えています。しかし、社内の機材整理の段階でひょっこりと未処理の2インチテープ数本が出てきました。このテープの映像を何とか見られないかというのがその趣旨です。

このデッキをセンターに持ち込んで下さった製作技術OBの西岡氏によると、この機械は録画専用であるため再生は出来ないということです。再生ヘッドそのものはあるため何とかして使えないかということになったわけです。ただ、現状では早送り巻戻しは出来るものの回路の老朽化から、再生ボタンを押すとブレーカーが落ちるためメンテナンスは簡単ではなく、どうすれば使えるようになるか検討中です。

西岡氏の話では、このデッキは40年以上前の購入時に当時の金額で数千万円したということですが、使えないのであればただのモニュメントでしかありません。しかし、もし使えるということになれば大きな戦力になってくれそうです。

民放連の著作権研修会より

①「著作権の正体」

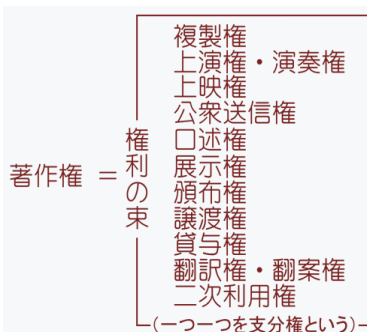


先月行われた民放連の著作権研修会は、2日、9時間に亘ってみっちり行われました。参加は104社、245人に及んでおり、民放の著作権に対する関心が如何に高いかがわかります。そこでアーカイブズでは、この研修会で扱われた項目について改めて取り上げていきます。一回目は著作権そのものについてです。

著作権は、自分の作ったものを誰かが複製する事を制限できる「複製権」や、自分の作曲した曲を他人が演奏することを制限できる「演奏権」など11の細かな権利に分かれています。この一つ一つを支分権といい、支分権全体を指して「権利の束」と呼びます。細かく分かれているわけは、著作者が細かい権利を独立して売り買い出来るようにしているためです。

支分権はそれぞれ独立しているので、かりに、ニュースに使うために、事件の瞬間を撮影した人からそのビデオを購入したとしても、権利の束全てを譲渡してもらった契約を結ばなければ、二次利用権や翻案権が元の所有者に残り、そのビデオが局のものであっても番組の再放送が出来なかったり、縮めて利用することが出来なかったりということがあります。ご注意ください。

また、著作権をすべて人に譲っても著作者人格権は譲渡することが出来ません。今回はこの著作者人格権の話です。



瀬戸大橋開通から20年

世紀の大工事といわれた瀬戸大橋が開通して、来年4月で満20年になります。

ルートの調査から始まって、水面下の工事、主塔の立ち上げ、南北の桁の締結と、センターには1960年以来の膨大な素材が蓄えられています。それを利用したいという依頼が、そろそろ社内だけでなく他局からも舞い込み始めました。

フィルム時代のものはすでにデジタル処理をとりあえず終えています。ENGになってからのものはまだ手付かず。とりあえず開通した4月10日のものだけでも処理をしておこうと、ようやく手を付けました。しかし、掘り起こしてみると、素材は報道だけでなく、制作の番組の中や何かの空撮ついでに撮った数カットなど、次から次に出てきます。4月までに間に合うかどうか…